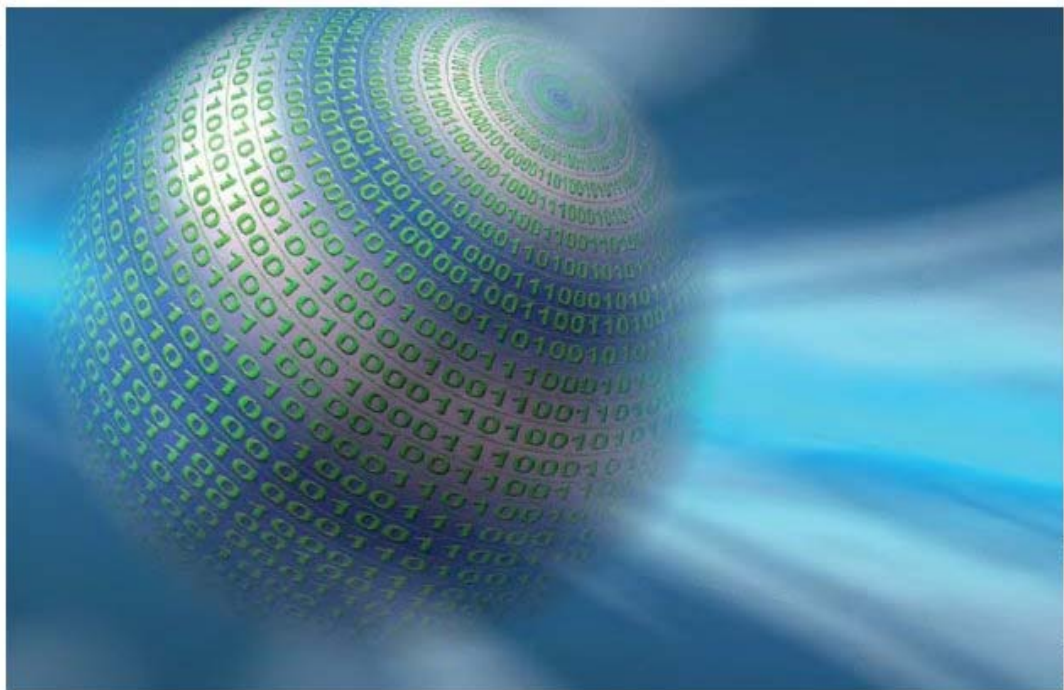




CONTENT

- 3 論説
- 3 EPO、一般の人々が特許性にコメントしやすくする
- 3 Espacenet ユーザーへのヒント
- 4 前号で見逃した記事
- 4 EPOとSIPOの手続きの比較
- 5 データニュース
- 5 公報コーナー
- 6 特許データの力を利用して
- 6 特許情報研修
- 7 SPCデータ量は少ないが経済的価値は高い
- 7 World Patent Information
- 8 アジアからのニュース
- 9 JPO、年次報告書を公表し PPH を延長へ
- 10 国のプロフィール: マレーシア
- 11 SIPO データベースにおける訂正された中国文献
- 12 その他のニュース



© Patrick Hermans - Fotolia.com

情報について考える新たな方法

情報を取り扱うための技術は発展し、それに伴って情報への私達の期待も高まっています。今日、私達は、情報が瞬時に入手できることを期待し、できなければ苛立ちを感じます。

透明性は、現代の政治家の誰もが私達に約束することですが、これは私達が、必要であると思ってもみなかったようなデータを容易に手に入れることを強く望むためです。私達は次第に、変化に遅れず正しい選択をするには技術が役立つことに気が付くようになってきました。これが最も当てはまるのが特許データの世界といえます。

オープンな特許データという EPO の方針が既に確立されており、これは、EPO の方針が全世界で開始されている「オープンガバメント」構想によって不意を突かれて

採択されたものではないことを示しています。そして、特許データがその他のデータ形態と同じくらいに皆様にとって入手しやすくなる機会をつかむ準備ができています。

米国 Barack Obama 大統領は、就任初日に、透明性とオープンガバメントに関する覚書 (Memorandum on Transparency and Open Government) に署名し、「わが政権は政府をこれまでにないレベルでオープンなものとするを約束する」と述べました。その後すぐに、米国政府は data.gov を開設し、国民が何百

万もの記録文書を自由に利用できるようにしました。英国政府もそれほど遅れをとらずに、2010 年 1 月に data.gov.uk を開設しました。ヨーロッパ大陸では、フランスがパイオニアの一国であり、2011 年 3 月から data.gouv.fr サイトの提供を開始しています。

これらの構想は、政府最高レベルに根差しています。

Tim Berners-Lee 氏は、ワールドワイドウェブの発明者ですが、英国政府の透明性に向けた取り組みを支援しており、政府データを星で格付けするというスキームを



提案しました。情報をオープンライセンスで公開している場合に一つ星が付けられ、そのアクセスが容易であれば追加の星が付けられます。五つ星の格付けは、データが完全に入手可能で、他のソースからのデータとリンクしており、それらデータと共通フォーマットであることを意味します。この幅広い種類のソースからのデータの相互リンクは、当然のことながら、標準データフォーマットによるものです。

Nigel Shadbolt氏は、サウサンプトン大学のウェブアンドインターネットサイエンスグループの代表であり、Tim Berners-Lee氏とともに、data.gov.ukの設立を支援し、オープンデータについて英国政府に助言を行っています。彼は、データを入手可能にすることは開始点にすぎず、「リンクされたデータのウェブ(Web of Linked Data)を支持するオープンスタンダードを使用することが、第2の要素である」と述べ、それに加えて、オープンソースソフトウェアがデータの公開を支援するようになり、またオープンライセンス(コンテンツやアプリケーションを再利用し再度目的を持たせる能力)もデータの公開を支援するようになると述べています。

Shadbolt氏、Berners-Lee氏、本分野の他のプレーヤー達は、情報の世界が変わりつつあることを提示しているようにみえます。入手できるデータが増えるだけではなく、そのデータが相互にリンクされており、新たなワクワクするような方法のツールが誕生しています。将来的に、誰もが情報を「探す」ことなくただ自然に得られるこ

とを期待するようになるでしょう。

特許情報のエキスパートへの質問は、特許調査に影響を及ぼすのは何かということです。この質問に答えを提示するのはまだ早すぎるかもしれませんが、ただ一つ確かなことは、何らかの影響はあるだろうということです。

EPOは独自のデータプラットフォームをdata.epo.orgで開発してきました。これは発展し、欧州特許の生データの主なリソースになるでしょう。課題の一つは、EPOデータフォーマットが国内フォーマットと互換性を有する必要があるために、EPOからの国際データを政府サイトに使用されている各種国内データ(特許をはるかに超えて行政の全領域を網羅したデータ)と調和させることです。一度この調和が達成されると、特許データが、オープンガバメントのリソースを利用する情報製品に自動的に表示され始めるようになります。これが、一般の人々の特許への意識を完全に覚えることになるでしょう。

Nigel Shadbolt氏は、2011年10月18~20日にキルケニーで開催されるEPO Patent Information Conferenceの基調講演者のうちの1人となります。(www.epo.org/pi-conferenceをご覧ください)。

1) www.elon.edu/e-web/predictions/futureweb
2010/open_government.xhtml.
2) Shadbolt, N. (2010) From Data to Decisions: The Power of Information in the Age of the Web of Linked Data. In: Royal Signals Institution Annual Seminar, 19 October 2010, HQS Wellington, London.

論説

「オープンガバメント」は”から騒ぎ”?

Barack Obama氏、David Cameron氏、およびFrançois Fillon氏は、オープンガバメントとデータへのフリーアクセスの方針を推進している多くの政治家のうちのわずか3名ですが、多くのことを進展させています。米国、英国、およびフランスは、現在、各国のサイト(data.gov, data.gov.uk, data.gouv.fr)を運営し、国民が膨大な量のデータを自由に利用できるようにしています。



Richard Flammer, Principal Director Patent Information

オープンガバメントは、情報についての私達の考え方を変えています。また、市民にとって新しい権利を作り出しています。そして、情報を、何かの手続き等の副産物として取り扱うのではなく、最大の政治的課題とみなしているのです。

この状況において、私は、世界中でオープンかつアクセス可能なデータのプールが大幅に増えることが想像できます。データを使用する新たな方法を提供するために、新しいプレーヤー達がこの分野に参入するでしょう。また、検索技術の開発速度は加速するでしょう。新しい視覚化ツールが誕生し、一般市民がデータを理解しやすくなるでしょう。そして、特許データは、それら全ての中心に位置することになるでしょう。

「大したことはないんじゃないか?」これらの開発について初めて聞いたとき、こんな風に私は思いました。何とんでも、EPOは皆様にデータを長期にわたって提供してきました。政治家がこの分野の目標を「完全であること」「最新に更新されること」「コンピュータが読み取り可能であること」「ライセンスが無いこと」「一次ソースから得られること」等の言葉で表しています。これらは全て、1990年代初めからずっとEPOの方針の一部をなしていたものです。

オープンガバメントが、から騒ぎ(コップの中の嵐)ではなく、何か大きなことの始まりではないかと私は感じています。

最初は、外の世界がようやく特許情報に追いつこうとしているだけのように見えたが、実際には、それを遥かに上回るものとなっています。



Richard Flammer
特許情報主席部長

EPO、一般の人々が特許性にコメントしやすくする

第三者による情報提供 (third-party observations) をオンラインで提出するための European Patent Register の新機能

第三者による情報提供は、EPO が 1977 年にその門戸を開いてから、欧州特許システムの 1 つの特徴となっています。簡単に言うと、皆様が特定の発明の特許性について EPO に何かを伝えたい場合、それができるといことです。特許庁に対して情報提供内容を詳しく書くだけでいいのです。これが、8 月 1 日からは、European Patent Register (www.epo.org/register) のリンク



からオンラインでできるようになりました。

また、<http://tpo.epo.org/tpo/app/form/> からオンラインフォームに直接移動することもできます。

法的フレームワーク

第三者による情報提供の提出は、欧州特許条約 115 条に準拠します。本条文は、このような情報提供を、クレームされた発明の特許性に対する意見として制限しています。また、本条文によ

り、情報提供の提出は提出者自身が手続きの当事者となることを意味するものではないことが、明らかにされています。

念頭に置いておくべき他の重要な特徴には、以下が含まれます。

- 第三者による情報提供の提出には料金はかからない
- 情報提供は、英語、フランス語、またはドイツ語である必要がある
- 従来技術等の裏付けとなる書類は、何の言語でもよい (EPO からその翻訳文の提出を求められる場合がある)
- 情報提供は、匿名で提出することができる
- 攻撃的な言語は、削除されることになる

EPO は、関連性のある異議を含む第三者による情報提供は、手続きにかかる期間を大幅に短縮し、特許付与される特許の質を高めることができると考えています。EPO は、そのプラクティスを最近変更し、審査および異議部門が、第三者による情報提供の関連性に対して明確にコメントすることを確実なものとししました。これ



らのコメントは、該当する特許出願のファイルに置かれ、Register から誰でも入手できます。

情報提供のオンライン提出

European Patent Register の新しいリンクからオンラインフォームに移動します。このフォームは、一般の人々が体系的かつ簡潔な方法で情報提供を提出しやすくなるように設計されています。

第三者による情報提供において最も一般的な異議は、新規性または進歩性の欠如です。これを考慮し、新しいフォームは新規性と進歩性に関する特別な欄を設けています。また、従来技術を引用するための「Facts&evidence (事実&証拠)」の欄もあります。

最後に、それほど一般的ではないタイプの情報提供 (特許性の排除、開示の十分性、明瞭性、認められない補正) に関しては、「Other observations (その他の

情報提供)」の欄を使用することができます。この新しいオンラインサービスは、試行スキームであり、その有効性を評価するのに十分な期間運用した後、再検討されることになります。

情報提供を提出したら、その後どうなる?

EPO が第三者による情報提供を受領すると、その方式要件が充足されているかを調べ、その後、審査または異議部門に渡し、公開ファイルに加えます。

審査/異議部門は、当事者への手続き上の次の通知書で、情報提供の関連性についてコメントすることになります。皆様が情報提供を提出した第三者としてこの通知書のコピーを受領することはありませんが、手続きの進展は European Patent Register (メール通知サービスあり) からオンラインでご覧になれます。

esp@cenet

esp@cenet ユーザーへのヒント

この常設コラムでは、EPO の Espacenet のヘルプデスクチームのエキスパートが、ユーザーから寄せられた質問に基づいて、役立つ情報をお伝えします。本号では、欧州特許文献のタイトルを 3 つ全ての公用語で検索する方法に注目します。

EP データベースでタイトル検索

EP データベースでは、タイトルが欧州特許庁の 3 つの公用語 (英語、フランス語、ドイツ語) で利用できることをご存じでしたか?

つまり、タイトルのフィールドに 3 つ全ての言語でキーワードを入力すると、Espacenet は、データベースで利用可能な英語、フランス語、またはドイツ語のタイトルで自動的に検

索することができます。英語のタイトルで結果一覧を得るには、英語のインターフェースを使用してください。

ドイツ語またはフランス語でタイトルを表示させるには、パネル上の適切な言語をクリックして、インターフェースを変更してください。

使用したキーワードは、入力された言語でのみハイライト表

示されます。

ワールドワイドデータベースでは、EP 公報のタイトルが英語でのみ利用可能ですので、キーワードを英語で入力する必要があります。

前号で見逃した記事

Patent Information News は、1つおきの号がウェブサイトでのみ公開されており、紙媒体では提供されておられません。2/2011号を見逃した方のため、同号の重要な記事のいくつかを以下に紹介します。

(www.epo.org/service-support/publications/patent-information/news.html で入手できます)

イタリア特許データが EPO データベースに

イタリア特許庁との有意義な協調のおかげで、ワールドワイドデータベースに、2011年4月までのイタリア書誌データと2008年10月1日以降のイタリア引用文献を取



りだめたことを発表でき、EPO は光栄に思っています。

統一特許の具体化

欧州の大半の国家による統一特許の取り組みは、4月13日、欧州委員会が単一特許保護と関連翻訳の取決めにに関する規則案を提案したときに大きく前進しました。統一特許に関する提案に基づき、EPO は、欧州特許条約に準じた正規の手続き後に欧州特許を付与することになります。その後、特許権者は、25か国のEU加盟国(イタリアとスペインは現在参加していません)に有効な統一的效果を、特許が付与された後に申請することになります。目標は、最初の統一特許が2013年に付与されることです。

共通引用文献が Espacenet に到来

EPO、USPTO、JPO は、各国の調査審査結果を、共通引用文献 (CCD: common citation document)として知られる1つの文献にプールするようになります。ある発明が、仮に EPO、USPTO、JPO によって調査される状況において、各特許庁は、独自の調査結果を作成します。CCD には、これらの調査結果を組み合わせて、各特許庁の審査官が引用した個々の文献が一覧として含まれるようになります。EPO は、Espacenet に CCD 記録のリンクを設けることにより、ある特許記録の全てのファミリーメンバーを網羅する編集後一覧にアクセス可能になると見込んでいます。

データニュース

日本の特許要約書 (PAJ: Patent Abstracts of Japan) は、ワールドワイド (DOCDB) データベースの一部となり、EPO から生データとして入手するかオープンパテントサービスを用いるかによって入手できます。EPO の公開データベースには、将来的に、日本特許文献の FI 分類記号や F タームと米国文献の US 分類記号も含まれるようになります。

短期的に、Espacenet では米国と日本の分類を検索することができなくなります。これを変更するために、私達は新しい検索フィールドを追加する必要があり、かなりの投資が必要となります

EPO と SIPO の手続きの比較

EPO と中国特許庁 (SIPO) の審査官による比較研究によって、調査と審査のプラクティスに関して 2 つの特許庁間で多くの類似点が明らかになりました。しかし、新規性と進歩性の概念の適用については、ある違いが見い出されることにもなりました。

この研究は、SIPO との一連の EPO 協調活動の一環でした。EPO は、可能であれば SIPO の調査を欧州手続きに使用したいという視野を持ち、現在 EPO 自身の調査によって関連する中国従来技術を見逃していないかを調べることに強い意欲を示していました。この研究はまた、SIPO の審査アプローチとプラクティスを学ぶ機会でもありました。

中国の急速に増える特許出願はまだ増え続けています。現在の速度では、中国特許庁は、非常に近い将来、出願件数の観点から世界最大の特許庁になりそうです。国内出願が全体の約60%を占めていることから、現在のところ、多くの特許文献が中国語のみで記載されています。この事実によって、高品質な特許調査の実施に関心がある人にとって、中国の従来技術は不可欠なものとなっています。

この研究は、同じ優先日で IPC フィールド Go6F、Go1N、Ho4N、Ho2M、Ho2J、Ho4B、または A61B に分類されている両特許庁に出願された出願について調べられました。調査・審査結果の比較によって、局面によっては審査官のアプローチが異なるにもかかわらず、圧倒的多数の案件で同じ文献が検索されていることが示されました。従来技術、明瞭性、阻害文献および引用分類の理解は、両特許庁で非常に類似していました。

しかし、新規性と進歩性に関していくつかの相違がみられました。SIPO の審査官は、新規性に対してより逐語的なアプローチ (同じ単語のみ) を採用しており、EPO の審査官は、クレームのより広い解釈を適用していました。進歩性を考察する際、SIPO の審査官は明確な特徴のみを調査し、課題解決の概念を適用しませんでした。彼らは、EPO の審査官であれば保持したと考えられる文献に対して無関心であることもありました。一般的に言えば、SIPO の審査官は、より「技術的な」アプローチで調査と審査をしており、EPO の審査官が適用する「法的な」論理的アプローチとは対照的でした。

また、EPO の審査官は、調査の際、その他のスキームも使用するものの、EPO 独自の ECLA 分類記号に大きく頼っています。SIPO は独自の分類スキームを持っていません。この研究により、SIPO の審査官が ECLA、F ターム、US スキームを含む分類スキームを広範囲に使用していることが示されました。

EPO は、分類、調査、審査に際する SIPO の作業から得られる益を目的として、その可能性を考察し続けようとしています。この限定された研究から有望な結果が得られたことを考慮して、調査戦略やその他の技術フィールドをより深く論じる、将来的なフォローアップが計画されています

データニュース

Patent Information News の連載記事であるこの記事には、EPO のデータベースの最近の変更についての概要が含まれています。

ドイツのリーガルステータスデータの改良

EPO データベースにおけるドイツのリーガルステータスデータに、実用新案のリーガルステータスデータが含まれるようになりました。別の改良点は、特許を付与する意向であるという発表が、今までよりも早く入手できるようになったことで

す。

これらの変更は、ドイツ特許庁がそのデータサービスを大幅に見直した結果です。ドイツ特許庁が初夏にその計画を発表した時、EPO データチームは、新しいデータを取り込むために EPO システムを修正するという大きなタスクが手中にあることを瞬時に理解しました。EPO は、必要な適応を行うために、これを最優先事項としました。ドイツ特許庁からの素晴らしいサポートのおかげで、予測していたよりも早くに

全てを準備することができ、ドイツのデータを EPO のデータサービスに取り込む中断を最小限に減らすことができました。結局のところ、EPO は、8 月初頭に新しいドイツのデータの追加を再開できるようになりました。

ドイツ特許庁が成し遂げたことは、意義深いといえます。そのデータ構成とフォーマットを完全に再定義し、管理する IP 権利に関する完全な電子ファイルの概念を実行しました。

ドイツは、ヨーロッパで有数

の特許国家で、多くの会社にとってドイツの特許データは戦略的意思決定プロセスに極めて重要です。ドイツ特許庁がこの夏に実行した変更は、データフローにいくらかの途絶を生じさせたことは認めざるをえませんが、それでも長期的には、より多くのデータが入手可能となり、特定のデータがより早く入手可能となり、全てのデータが将来的な要件を満たすように適用しやすくなります。

表には、この変更の主な利点が示されています。

新しいドイツリーガルステータスデータの利点

実用新案が含まれるようになったこと	2011 年 6 月 1 日以降の全てのドイツ実用新案が EPO のリーガルステータスデータベースで現在入手可能です。
リーガルイベントが増えたこと	例: 予備の手続き中の拒絶、審判請求、新たに続いて出願したクレーム、その他。 www.epo.org/service-support/updates/2011/20110811b.html をご覧ください。
特定の情報がより早く入手可能になったこと	EPO は、データを、公報として公開された時ではなくドイツの登録簿に表示された時に受け取るようになりました(この期間差は、特許付与の意向がある場合等の特定の案件では、最大7週間になります)。
有効日が特定のイベントに関して入手可能になったこと	あるイベントの有効日と公報に記載の日付が異なる場合、リーガルステータスの記録は両方の日付を表示します。
プログラムが最新式で入念に構成されたこと	技術的に改良され、将来的にデータやデータベースを適用しやすくなります。

ユーザーは、ドイツのリーガルイベントのコード一覧を、新しいコードを含めて、www.epo.org/service-support/updates/2011/20110811b.html でご覧になれます。

さらに詳しいリーガルステータスイベントは、データを入手でき次第、加えることにします。

公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

欧州特許公報 2011年1月～9月

	2011年の週平均	2011年1～9月の合計	2010年からの変化
EP-A公報			
EP-A1	993	38,734	15.5%
EP-A2	436	17,023	26.7%
EP-A1 + A2の合計	1,429	55,757	18.7%
A1+A2の合計に占めるEP-A1の割合	69.5%		-2.7%
EP-A3	348	13,585	8.2%
EP-B公報			
EP-B1+B2	1178	45,930	5.7%

特許データの力を利用して

イノベーションの研究者に確かな事実を提供する

特許データは、科学者がなぜイノベーションが起こるのかを分析するのに役立っています。これは、イタリアのボッコーニ大学の Luigi Orsenigo 教授によると、特許から派生する最も大きな社会的恩恵になり得るものです。

Orsenigo 教授は、今年 6 月にセビリアで特許研究者の国際ワークショップで話していました。最近数十年にわたる異なる産業の特許の利用に注目し、彼はこのように言いました。「高品質の研究をイノベーションの要因としているのは特許メタデータであるといえます。」結論は、言うまでもなく、なぜイノベーションが起こるのかを理解すれば、明日の経済に向けて非常に大きな一歩を踏み出すことになるでしょう。

将来技術研究所(The Institute for Prospective Technological Studies)の主催によって、ワークショップ(同タイプのワークショップの第 3 回)は、特許データの力を利用するというトピックをテーマとしました。IPTs は、欧州委員会の共同研究センター(Joint

Research Centre: JRC)の 7 つの科学研究所のうちの 1 つです。これらの研究所はともに、技術、経済、社会の間のリンクのより良い理解を促進し、社会—経済と科学/技術的側面との間の相互作用を研究することによって EU 政策決定プロセスを支援します。今年のワークショップで特許データに注目したことは、イノベーション政策を研究する人々にとっての確かな数字のソースとして、その需要がどれほど増大しているかを示しています。

特許分析は、特に EPO の Worldwide Patent Statistical Database (PATSTAT) が開設されてから、主流のツールとなりました。その利用は、ほんの数例を挙げれば、R&D パフォーマンスやベンチマークから、知識、国際化、および協調のソースやフローまでの範囲に広がります。

特許と経済の間のリンクを例にとると、メルボルン大学の Beth Webster 教授は、特許付与された特許が経済的成功と正の相関にあり、特許出願が経済的失敗と

正の相関にあることを示す分析を提示しました。彼女はまた、海外出願人が特許付与のチャンスを 50% 有する場合、同出願の自国の出願人が特許付与のチャンスを 63% 期待できることも発見しました。

ボローニャ大学の Lucio Picci 教授が指摘するように、特許データを安易に捉えるべきではありません。「私達は謙虚であるべきです。」と彼は述べました。「私達は、単にスプレッドシートを開いて、特定のデータをインポートすることはできません。これをすると大失敗を引き起こしかねません。」彼は、PATSTAT データベースについて EPO を賞賛しました。PATSTAT のサービス利用者は、EUROSTAT がワークショップで行った発表、すなわち、欧州連合の統計的情報サービスが特許出願人に関する統一出願人名および地域区分(NUTS3)の表を提供するという発表に、興味を示すでしょう。EPO の PATSTAT を既に購入している方には、その方の研究内で EUROSTAT の功績を認定いただくことと引き換えに、

EUROSTAT はこのデータを無料で差し上げます。

USPTO のチーフエコノミストである Stuart Graham によると、米国の譲渡データは、非常に大きな XML バックファイルであるが、EPO の PATSTAT のように、XML ではないプラットフォームに再設定中で、研究者が作業しやすく変わろうとしているとのこと。彼はまた、USPTO が、多くの特許出願がファーストアクションを待機中であること等に起因する特許への不確実性に関する産業の費用を減少させたいと述べました。

ワークショップの議事録は、IPTs ウェブサイト (<http://ipts.jrc.ec.europa.eu/>) に順を追って掲載されることになります。

研修

特許情報研修

クラス研修

2011 年 11 月 14~17 日にウィーンで行われる EPO の 4 日間にわたる特許情報上級セミナーにおいて、まだ席に余裕があります (P105-2011)。

私達も、2011 年 11 月 28~30 日に「特許分析」に関する専門的なセミナーを開催します (P106-2011)。

詳細及び登録情報については、www.epo.org/learning-events/events/search.html の検索 IP カレンダーで、例えば、フリーテキストのフィールドにコード (P105) を入力

して検索することによりご覧になれます。

EPO Patent Information Conference の特別トピック

この 10 月にキルケニーで開催される EPO Patent Information Conference において特別に企画されている研修コースには、カンファレンスプログラムに連携した新しいトピックが含まれています。

カンファレンスでの研修日は、2011 年 10 月 17 日と 20 日です。詳細は、www.epo.org/learning-events/events/conferences/pi-conference/t

[raining.html](#) でご覧になれます。

バーチャルクラス研修とニュース速報ライブ

2011 年の残りは、さまざまな特許情報に関連したイベントをオンラインで見ることにならうでしょう。定期的なオンライン特許情報ニュース速報の他にも、毎月最後の木曜(12 月を除く)には、新旧の特許情報トピックについての多くのバーチャルセミナーや、EPO の作成物・サービスについてのセッションの開催が予定されています。

EPO ウェブサイトの検索カレンダーから、最新情報を確認できます

(真ん中のフィールドの「オンライン研修」を選択してバーチャルライブイベントを検索ください)。上記イベントやその他のイベントの詳細は、www.epo.org/learning をご覧いただくか、Roland Feinäugle (pittraining@epo.org) までお問い合わせください。

特許情報研修の E メール通知サービスへの登録は、<http://forms.epo.org/learning-events/events/training/patent-information/request/alert-form.html> のオンラインフォームをご利用ください。

SPC データ ー量は少ないが経済的価値は高い

特許補完証明書 (Supplementary Protection Certificate: SPC) におけるデータの重要性を理解するために、アイルランド特許庁は、アイルランドの SPC の全体を迅速に見渡す簡単な方法を見つけました。アイルランド特許庁の Michael Lydon 氏は、実施内容を以下の記事で述べています

1993 年に導入された特許補完証明書 (SPC) は、特許が付与された医薬品の特許期間を最大 5 年まで延長するもので、EU では非常に重要な IP の権利となっています。ドイツ特許商標庁が 2011 年 3 月に開催したセミナーは、SPC の経済的な重要性を明確に示しました。ポイントは、大きな収益が実現可能である製品のライフサイクルの時期に、医薬品の独占的保護が SPC によって延長されるという点です。

SPC Type	Date of Application	Date of Expiry of SPC
Medical	14-01-1993	14-01-2003
Medical	12-01-1993	12-01-2003
Medical	24-01-1993	24-01-2003
Medical	11-02-1993	11-02-2003
Medical	23-02-1993	23-02-2003
Medical	23-02-1993	23-02-2003

絶対的に SPC 出願の件数は非常に少なく、アイルランドでは最初の SPC 規則が 1993 年に施行されてから、SPC 出願件数は 600 を超える程度で、同時期の全特許出願件数が約 17000 であることに比べても非常に少ないと言えます (ドイツで相当する数字は、SPC 出願件数が約 1000、全特許出願件数が 100 万です)。これらのように件数が少ないにもかかわらず、国内レベルと増大しつつある欧州司法裁判所 (the Court of Justice of the European Union: CJEU) の両方において不相応に多くの案件が法廷に送られており、会社にとってのその経済的価値がさらに明らかに示されています。係属中および特許付与された SPC 出願に関する情報に正確かつタイムリーにアクセスすることは、医薬品特許を取得する製薬会社とできる限り早い機会に市場に参入を求めるジェネリック医薬品製造業者の両方にとって、非常に重要となっています。

アイルランド特許庁は、そのオンライン SPC Register (www.patentsoffice.ie/eregister/Query/SPQuery.aspx) によって、全ての出願情報を皆様が入手できるようにしています。検索可能なフィールドの数は限定されています (SPC 件数、基本特許番号、製品識別、製品タイプ (すなわち、医薬品または植物用保護)、出願人、出願日、特許付与日)。検索は、SPC 件数、製品識別、基礎出願番号を含む結果一覧が表形式で表示され、SPC または基礎特許のいずれかの Register 詳細が選択表示されることが可能となります。

比較的大量のデータがオンラインの Register 表示に含まれているにもかかわらず、特許庁は、ファイルの調査に関する要望と、この全面的な SPC データベースへのより広範なデータに関する要望の両方が寄せられており、その数も著しく増えています。この要望に応じて、特許庁は、そのウェブサイトから入手できるさらに

全面的な SPC データー式を現在作成しています。これは、「SPC コンペンディウム (要約)」という趣旨で、エクセルのスプレッドシートを作成することによって簡単な方法で実行されています。このコンペンディウムには、1993 年以降に特許庁に出願された全ての SPC 出願の 5 セットのデータ (SPC 詳細、特許詳細、製品詳細、製造承認詳細、出願人 / 所有者詳細) が含まれています。この結果、合計 16 フィールドのデータが表示されます。この開発によって、特許庁の SPC データの正確性が外部のユーザーコミュニティによって確認されるという予測していなかった利益が得られました。幾つかの例では、私達のユーザーからこの方法で直接的なフィードバックを受けた結果、データ中のエラーを修正することができました。コンペンディウムの更新版は、各月の初めに作成され、特許庁のウェブサイト (www.patentsoffice.ie/en/patents_searching.aspx) でダウンロードして入手できます。

アイルランド特許庁の Dolores Cassidy 氏は、10 月 18~20 日にキルケニーで開催される EPO Patent Information Conference で SPC についてプレゼンテーションを行う予定です。www.epo.org/pi-conference をご覧ください

World Patent Information

国際的なピアレビュー誌である World Patent Information の最新号 (2011 年 3 号 33 巻) の電子版がこの度発刊されました。最新号には、以下のトピックが含まれています。

- ー品質ー専門特許や技術および科学情報における高価値の主要因
- ーアノテーション・リッチ (annotation rich) データを用いた特許シーケンス検索結果の優先順位付け
- ー持続可能な EU 特許システムの特許料金
- ーTREC 化学情報検索-化学 IR システムのための初期評価活動
- ーバイオインフォマティクスと特許解析の間の境界線をあいまいにする
- ー検索者の小さな助っ人ーICO 索引語
- ー100 年の特許-US\$1,000,000
- ーWIPO パネルの統一ドメイン紛争処理方針 (UDRP) 三極テストの解釈
- ーロシアの特許情報センターの 50 年

編集者の Mike Blackman 氏は、本誌に掲載する候補記事を受け取ることができ、常々感謝しています。Mike Blackman 氏への問い合わせは、mblackmanwpi@tiscali.co.uk まで。

最新記事は、本誌サイトの ScienceDirect (www.sciencedirect.com/science/journal/01722190) 「Articles in Press」のコーナーからご覧になれます。本誌についてのさらに詳しい情報は、www.elsevier.com/locate/worldpatin で入手できます。サンプルのコンテンツ一覧、要約、記事もご覧になれます。

アジアからのニュース

SIPO、新しい特許情報プラットフォームに踏み出す

中国文献および非中国文献の検索提供に関し、中国特許庁(SIPO)の Patent Search and Service Systemは、2011年4月にオンラインで公開試験運用を開始しました。これには、例えば、引用文献、ファミリー検索、クロスリンガル検索、リーガルステータス情報、フルテキストデータ、機械翻訳等の多くの高度な検索の可能性が含まれています。ほとんどの機能が無料ですが、幾つかの高度な機能については登録が必要です。特許、実用新案、および意匠に関する中国のデータは、1985年以降のデータが入手可能で、現在1ヶ月に1回更新されています。

アクセスは、SIPOの中国語のウェブサイト

(www.pss-system.gov.cn)から可能です。当分の間、このサービスは中国語のみで利用でき、他国のコンピューターでは特殊設定が必要となる場合があります。さらに詳しい情報については、EPOの「アジアの特許情報サービス」(asiainfo@epo.org)にお問い合わせください。

TIPO、特許料金規則および早期審査プログラムを改正

2011年7月1日に、特許料金規則および早期審査プログラム(AEP)の改正が台湾特許庁(TIPO)から公表されました。経済的な困難を抱える出願人、学校、SME(中小企業)、およびその他特定の基準を満たす特許出願人は、料金減免が受けられるようになりました。

今後、全ての特許出願は、早期審査請求時に公開されることとなります。さらに、早期審査を受ける発明特許の出願ごとに、NTD4000の出願料を要します。

料金規則の情報については、www.tipo.gov.tw/en/News_NewsContent.aspx?NewsID=5406 をご覧ください。

改正されたAEPの英語版を含む詳細については、www.tipo.gov.tw/en/News_NewsContent.aspx?NewsID=5372 をご覧ください。

地理的表示の実施および手続きのインドマニュアルの公表

インド特許庁(IPO)は、地理的表示の実施および手続きのマニュアルを公表しました。このマニュアルは、インドでの地理的表示(GI)出願の有効な出願手続き遂行を目的とし、出願人となる可能性のある人達への実用ガイドとなるものです。GIの保護は、インドでは2003年9月から可能になっています。

マニュアルは、インド特許庁のウェブサイト

(www.ipindia.nic.in/)からPDFとしてダウンロードすることができます。

JPO、料金を引き下げ

日本特許庁(JPO)は、2011年8月1日から有効の新しい料金表を公表しました。出願料および審査請求料がかなり引き下げられました。新しい料金表は、JPOの英語ウェブサイト(www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/tetuzuki_e/ryoukin_e/ryokine.htm)で入手できます。

IPOSの年次報告書、調査・審査ガイドが利用可能に

シンガポール特許庁(IPOS)は、調査・審査プラクティスを説明する無料のガイドを作成しました。このガイドは、ダウンロードして入手可能で、シンガポール特許システムの幾つかの独自の特徴に関する理解が得られます。また、新規性や進歩性等の論点において



<http://trademarks.ipophil.gov.ph/ipcaselibrary/>

審査官の参照としての役割も果たします。IPOSはまた、会計年度2009/2010年次報告書を公表しました。この情報およびさらに詳しい情報は、IPOSウェブサイト(www.ipos.gov.sg/topNav/hom)で入手できます。

中国著作権法の第3回改正への取り組み開始

中国国家版權局(National Copyright

Administration:NCAC)は、著作権法の第3回改正への取り組みを2011年7月13日に開始することを発表しました。本法律は1991年6月に施行され、これまでに2001年10月と2010年2月に改正されました。NCACによると、急速に発展を遂げるデジタルおよびネットワーク技術のために、最新の変更が必要であるとのこと。この改訂は、著作権の創出、利用、保護、および管理に関連する課題を解決する一方で、著者、伝達者、および一般人の利益の間でバランスを得ることを目指しています。さらに詳しい情報については、www.ipr.gov.cn/gndtarticle/updates/govupdates/201107/1238575_1.html をご覧ください。

フィリピン特許庁の判決がオンラインで入手可能に

フィリピン特許庁の法務部が宣告した知的財産事件に関する全ての判決が、特許庁ウェブサイトのIPCCase Libraryからアクセスできるようになりました。

特定の事件を検索するには、<http://trademarks.ipophil.gov.ph/ipcaselibrary/> をご覧ください。

JPO、特許法と審査ガイドラインを改正

日本特許法の改正については、本号の9ページの記事に記載されています。

さらに詳しい情報については、日本特許庁のウェブサイト(www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_230608.htm)をご覧ください(現在日本語のみ)。

特許および実用新案の記載とクレームに関するJPO審査ガイドラインもまた、現在改訂中です。

予定されている改正についての情報は、

www.jpo.go.jp/iken_e/e_meisai_tokkyo_kisai.htm をご覧ください。

アジアからのさらに詳しいニュースについては、EPOウェブサイト(www.epo.org/asia)の更新欄をご覧ください。

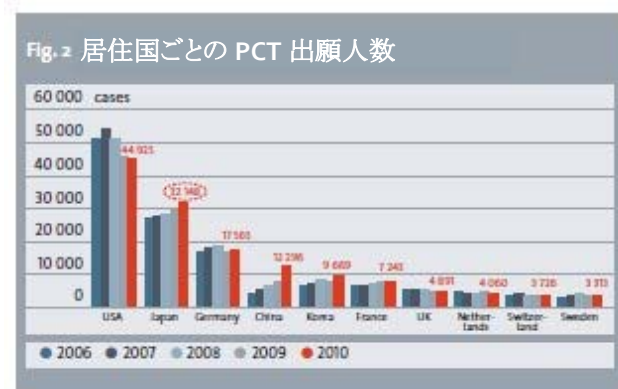
JPO、年次報告書を公表し PPH を延長へ

産業財産権の最近の傾向

日本特許庁は、2011年6月30日に年次報告書を公表しました。報告書によると、去年は 344,598 件の特許出願が出願され、2009年よりも1.1%と僅かに減少しました。この僅かな減少の1つの要因は、日本経済の現在の状況にあります。別の要因は、日本の特許出願人の中で、最高品質の特許出願で事業活動を発達させることができるように、より注意深く特許出願を選択するように戦略が変わったことにあります。



合計で 32148 件の国際 PCT 出願が 2010 年度に日本で出願され、前年度を 7.9% 上回りました。これにより、日本はまたしても米国に次いで 2 位につき、この順序は 2003 年から変わっていません。

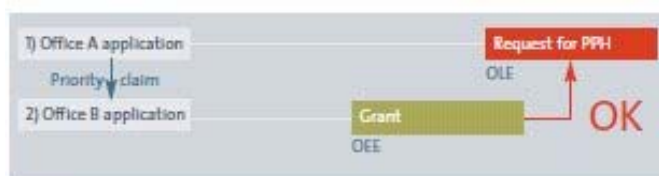


特許審査ハイウェイ MOTTAINAI 試行プログラム

別の最近の進展は、特許審査ハイウェイ (PPH) に関するものです。PPH は、参加国の特許庁の1つでクレームが特許付与された場合、出願人が世界規模でその特許出願の審査を迅速化するための方法です。既存の PPH スキームでは、第1出願特許庁 (OFF) は、他の特許庁 (第2出願特許庁、OSF) が出願人の PPH 申請を認可する前に、審査結果を提供する必要があります。この要件は、出願人を制限するだけでなく、OFF が必ずしも OSF よりも先に審査を実施するわけではないために、特許庁が互いの審査結果を十分に利用することを妨げています。日本語で、このような状況は、「もったいない」、すなわち「物や資源の本質的価値

が適切に利用されていない時に、その無駄に関して後悔する気持ち」として記述することができます。

PPH プログラムをさらにユーザーフレンドリーにするために、MOTTAINAI 試行プログラムは、初期期間を1年として 2011年7月15日に開始されました。プログラムには、日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペインの特許庁が含まれます。このスキームのもとで、出願人は、参加特許庁のいずれかの審査結果に基づき、出願の審査を加速させることができます。後審査庁 (OLE) は、出願人が前審査庁 (OEE) からの審査結果を提供する場合に、その加速の申請を受け付けることとなります。



ケース 1: OSF (庁 B) が OFF (庁 A) の審査結果を提供する



ケース 2: OFF が庁 A と庁 B 以外の場合

さらに詳しい情報については、www.jpo.go.jp/pph-portal/mottainai.htm をご覧ください。

特許法の一部改正

日本特許法を改正する法案が 2011年5月31日議会で可決され、その公布日 6月8日から1年以内に施行されることとなります。

改正内容:

- ライセンス契約の保護の強化
- 共同研究における発明者の保護の改善
- SME (中小企業) に対する特許料減免期間の3年から10年への延長

別の変更は、グレースピリオドに関し、将来的に、発明が公になっていた場合であっても、その公知にした媒体にかかわらず特許権が付与されるようになります。これは、発明者自身がその発明を公開した状況にあてはまります。現在の制度では、発明者が学会で発明を公開した場合であっても、特許権が付与されない場合があります。期間は変更なく6ヶ月のままです。

マレーシア

以前の号の韓国とシンガポールの特許システムの掲載に続き、次はマレーシアの特許システムに注目します。

2010年以降のマレーシア特許文献の書誌データと画像が2011年8月に初めてEspacenetに表示されました。今年の初めに、マレーシア特許庁(MyIPO)は、検索と表示機能を改良した新しいIPオンライン検索システムを導入しました。

マレーシアの特許データの検索がより容易に利用できるようになるに伴い、特許情報のユーザーは、マレーシアの特許や特許情報をさらに学ぶことに関心を示すかもしれません。

マレーシアのIPシステム

マレーシア連邦の独立が、1963年に成立しました。マレーシアの産業財産保護は、全ての州と領土を網羅する一連の統一された連邦法によって統治されています。1983年の特許法(1986年10月発効)は、英国特許庁が付与した特許の再登録という以前のシステムにとって代わるものとなり、また実用新案(utility innovation)システムを導入しました。

マレーシアー概要

- －国コード:MY
- －特許法:1986年10月発効
- －以前のシステム:英国特許の再登録
- －PCTルート、2006年8月から利用可能
- －2007年よりIP専門裁判所
- －ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラムの一員
- －最新の法変更:2011年2月15日(特許規則)

マレーシアの特許システムの現状

主要国際条約	パリ条約(1989年1月)、世界貿易機関(WTO)(1995年1月)、特許協力条約(PCT)(2006年8月)
特許の権限	マレーシア知的財産公社(MyIPO) www.myipo.gov.my
産業財産権のタイプ	特許、実用新案、商標、産業意匠、地理的表示
特許システムを統治する法律	特許法1983(1986年10月1日発効)、1993、2000、2002、2003、2006年に改正:特許規則1986(1986年10月1日発効)、1990、1995、2001、2006、2011年に改正
存続期間/保護期間	特許:2001年8月1日以降に出願された出願の出願日または国際出願日から20年(以前:出願日から20年または特許付与日から15年のいずれか期限が遅い方)。実用新案:10年(マレーシアでの商業的利用を示すことができる場合、5年間ごとに2回まで更新可)
存続期間の延長	特許期間の延長は見込めない。
許容言語	英語またはバハサ・マレーシア(PCT国内移行には英語のみ)
出願公開	出願は、出願日または優先日から18ヶ月後に一般閲覧のために公開される。印刷形態では公開されない。
実体審査(特許)	出願人によって明示的に請求された時のみ、審査延期あり。修正実体審査請求が可能(AU、US、GB、JP、KR、EPOの対応する特許付与された特許に基づき、簡易プロセスで行われる)。
審査請求の期日	出願日から18ヶ月以内(特許規則2011) 2011年2月15日以前:出願日から24ヶ月以内
早期審査	2011年2月から可能 優先日から18ヶ月後に請求できる。
異議申し立て	異議申し立ては利用できない。
無効	権利を侵害される者は、特許付与された特許の無効を最高裁判所で求めることができる。一部無効が可能
年金の支払い	年金は、特許付与日から1年以内、およびその後1年ごと
年金のグレースピリオド	6ヶ月の延長が認められる(100%追加料)
消滅特許の回復	特許公報に特許の消滅が公表された日から2年以内

マレーシアの特許傾向

特許法1983によって、特許出願が英国特許庁の代わりに国内で直接出願できるようになりました。1989年以降、パリ条約の優先権主張ができるようになり、特許と実

用新案の出願数が徐々に増加しました。1990年半ば以降、年に平均して4000~6000件が出願されています。

特許出願の大半は、海外の出願

人によって出願されており、最も多いのは、米国と日本、続いてドイツの出願人です。しかし、ここ10年間は、マレーシアの出願人による出願件数も着実に増加しています。

SIPO データベースにおける訂正された中国文献

2010年4月、中国特許庁(SIPO)は、訂正された文献に関する追加の種別コードを導入しました。これらコードには、特許または実用新案のフロントページの訂正に関するA8またはU8、全明細書の訂正に関するAgまたはUgが含まれます(Patent Information News 2/2010をご覧ください)。これらの訂正された文献の一部は、現在 SIPO の公式中国語データベースで入手できます。

SIPO の C-PAT 検索データベースの英語リーガルステータス情報

だけです。訂正された文献へのリンクは、書誌情報の上に表示されます。この文献を表示するには特別なビューアーをインストールする必要があります。

EPO の「アジアの特許情報ウェブページ」(www.epo.org/searching/asia/china/search.html)上で、SIPO フリーソースにおいて訂正された文献をどのように見つけるかの段階的なガイドを見つけることができます。



例:国際公開日の間違いが訂正され、フロントページが B8 として再発行されました

は、特定の文献が公開後に訂正されているかどうかを、「invention/utility model patent rectificaion (発明/実用新案特許訂正)」という語句を用いて示しています。しかし、どの特定項目が訂正されたかという詳細は、中国語でのみ入手可能です。

訂正された文献は SIPO のウェブサイト上で中国語インターフェースでしかアクセスできませんが、言語が分からなくても簡単に検索することができます。正しい検索フィールドに文献番号を入力する

便利なリンク

- SIPO 公式データベース(中国語): www.sipo.gov.cn/zljs/
- SIPO リーガルステータスデータベース(中国語): <http://search.sipo.gov.cn/sipo/zljs/searchflzt.jsp>
- C-PAT 検索(英語): <http://english.cnipr.com/enpat/>

マレーシアの特許と実用新案の進展

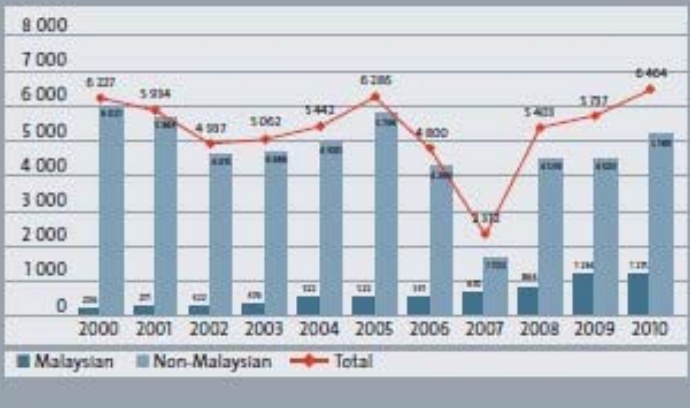


図1:マレーシアの特許と実用新案の傾向 国内 vs. 海外出願 2000~2010年(ソース:www.myipo.gov.my/en/patent/statistics.html) 2007年の出願件数の減少は、2006年にPCTシステムが導入された結果起きたものです。PCT出願がマレーシアの国内移行を開始した2008/2009年には、出願数が増加しました。



要約書でキーワードがハイライト表示されている検索結果の詳細な表示例(ソース:https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm)

新規:IP オンライン検索

さらに詳しい情報については、Patent Information News 3/2010 EPO の「アジアの特許情報サービス」までお問い合わせください。Tel.: +43 52126 4545 PANTAS は現在(2011年6月)、e-mail: asiainfo@epo.org 「IP オンライン検索(IP Online Search)」に置き換わっており、各種検索インターフェース(同義語および発音を備える高度な検索オプションやフルテキスト検索を含む)をユーザーに提供します。機能の改良によって、ユーザーがキーワードを異なる色でハイライト表示させたり、検索結果の表示方法をカスタマイズしたりできるようになりました。その他の新しい特徴には、買い物かごや検索結果の視覚化ツールが含まれます。

さらに詳しい情報については、EPO の「アジアの特許情報サービス」までお問い合わせください。Tel.: +43 52126 4545 e-mail: asiainfo@epo.org

便利なリンク

- MyIPO ウェブサイト <http://www.myipo.gov.my>
- IP オンライン検索: <https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 4051
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談
Tel.: +43 1 52126 2411
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク
Tel.: +43 1 52126 115
Fax: +43 1 52126 3292
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報
Tel.: +43 1 52126 4545,
Fax: +43 1 52126 4197,
e-mail: asiainfo@epo.org

研修
Tel.: +43 1 52126 1043
Fax: +43 1 52126 4533
e-mail: training.vienna@epo.org

カスタマーサービスセンター
Tel.: +43 1 52126 4547
Fax: +43 1 52126 2491
e-mail: csc@epo.org

定期購読
Tel.: +43 1 52126 4546
Fax: +43 1 52126 2492
e-mail: csc@epo.org

オペレータ通話
Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,
e-mail: info@epo.org

GPI、US クラスと FI/F タームを含む

特許検索者は間もなく、EPO の最も高度なエンドユーザー検索ツールである Global Patent Index (GPI) を用いて、US クラスと日本特許庁の F タームと FI クラスを検索できるようになります。

この増強によって、GPI が世界の主要分類スキームで検索を提供し、既に有力なツールが非常に大きく改善されることとなります。

US クラスと FI・F タームの検索フィールドを含む GPI の新しいリリースは、2011 年 10 月の予定です。これには、各記録に示される分類記号の記述への自動ハイパーリンクが含まれます。

さらに詳しい情報は、www.epo.org/gpi をご覧ください

EPO とスペイン、ラテンアメリカの IP 活動に関する協定に署名

EPO 特許庁長官 Benoît Battistelli 氏とスペイン特許庁 (SPO) 長官 Amparo Fernández González は、ラテンアメリカの協調活動に関する協定に署名しました。

この協定の目的は、特許審査・管理、人材育成、オフィス・オートメーション、特許情報等の主要領域において両特許庁の活動が提携することを視野に入れ、ラテンアメリカの IP に関する EPO と SPO 間の既存の

協調合意を拡大させることです。

(www.epo.org/news-issues/news/2011/20110713.html)

Patent Statistics for Decision Makers 2011

今年の Patent Statistics for Decision Makers 会議の主催者である USPTO は、イベントについてのウェブページを立ち上げ、新聞にその開催を公表しました。www.uspto.gov/ip/officechiefecon/ をご覧ください。

FIZ Karlsruhe の高い格付け

FIZ Karlsruhe は、最近の評価結果を公開しました。その中で、FIZ Karlsruhe は科学産業の世界規模で信頼性がありかつ有益なパートナーとして高く格付けされています。FIZ Karlsruhe は、Leibniz Association のメンバーであるために、その戦略、組織力や文化、運営、および財務力の客観的評価を 7 年ごとに受ける義務があります。www.fiz-karlsruhe.de をご覧ください。

発行情報

発行者: Richard Flammer
編集者: D. Shalloe, K. Maes,
寄稿者: M. Blasi, D. Evans,
D. Golzio, N. Horn, G. Huber,
C. Kämmer, P. Le Gonidec, M. Lydon (アイルランド特許庁),
J. Rollinson, I. Schellner,
D. Shalloe, T. Yamazaki (Jetro)
デザイン: Atelier 59

Patent Information News
発行元
欧州特許庁
ウィーン支局
特許情報局
Rennweg 12, 1030
Vienna, Austria
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。
ESPACE と esp@cenet は登録商標です。
ISSN 1024-6673